



み 第1468号  
平成26年6月19日

大阪府環境審議会会長 様

大阪府知事



自然環境保全条例に基づく緑地環境保全地域の  
指定について (諮問)

標記について、大阪府自然環境保全条例第16条第3項で準用する同条例第11条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(説明)

大阪府では、府内の自然環境の保全を図るため、特に必要なものについて、大阪府自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域並びに緑地環境保全地域に指定し、その保全に努めてきたところです。

豊能町は、住宅開発が進む一方で、北摂地域特有の里地里山の景観を有する豊かな自然環境が残されており、豊能町木代地区では、隣接する茨木市域が大阪府立自然公園条例に基づく府立北摂自然公園に指定され、本地区とあわせ一体的に里山の様相を呈し、生物多様性の観点からも重要な地域資源となっております。

しかしながら、本地区周辺では、近年、違法な残土処分行為が相次ぎ、生活環境・自然環境の悪化にとどまらず、住民生活に危険が及ぶ事態となっております。本地区に残土処分行為が拡大するなどの事態となれば、隣接する府立自然公園などの周辺地域の自然環境にも大きな影響を及ぼすおそれがあります。

また、豊能町から、本地区の自然環境を保全するため大阪府緑地環境保全地域に指定をするよう申出書が提出されております。

そこで、本地区の良好な緑地環境を保全するため、大阪府自然環境保全条例に基づく緑地環境保全地域に指定し、保全計画を決定することとし、同条例第 16 条第 3 項で準用する同条例第 11 条第 4 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めるものです。